

環政評発第 2008063 号

令和 2 年 8 月 6 日

経 済 産 業 大 臣 殿

環 境 大 臣

(公 印 省 略)

ＡＣ７合同会社「(仮称) 高湯温泉太陽光発電所環境影響
評価準備書」に係る意見照会について (回答)

令和 2 年 5 月 25 日付け20200424保第13号をもって意見を求められた
標記について、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。

「(仮称)高湯温泉太陽光発電所環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、ＡＣ７合同会社が、福島県福島市において、総出力最大40,320kWの太陽電池発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

一方、本事業は、太陽電池発電設備や防災調節池の設置に伴う大規模な森林の伐採や土地の改変が行われ、のり高が特に大きい盛土や傾斜地盤上に行う盛土が計画されているが、本準備書では土地の安定性が評価項目として選定されておらず、本事業の実施による土地の安定性に対する影響について説明が十分にされていない。

今後、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

なお、本事業については、福島県環境影響評価条例（平成10年福島県条例第64号）に基づき準備書が作成され、公告・縦覧等を経て、福島県知事意見が述べられている。令和2年4月1日に環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第53号）が施行され、太陽電池発電所が、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）の対象事業に追加されたことに伴い、経過措置により当該準備書は「法第20条第1項の手続を経た準備書」とみなされ、法の手続に移行したものである。

１．総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

（１）関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業の実施による環境影響の程度や環境保全措置の内容等について、関係する地方公共団体等や地域住民等へ説明するとともに、意見聴取等の機会を十分に確保した上で、事業を進めること。

（２）事後調査について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 建設機械の稼働による騒音に係る影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、建設機械の稼働に伴う騒音の予測値が現況値から大きく増加することとなっている。

このため、低騒音型の建設機械の採用等の発生源対策や工事工程の調整等の環境保全措置を確実に実施し、建設機械の稼働による生活環境への影響を極力低減すること。

(2) 土地の安定性に対する影響

本事業は、太陽電池発電設備や防災調節池の設置に伴う大規模な森林の伐採や土地の改変が行われ、のり高が特に大きい盛土や傾斜地盤上に行く盛土が計画されており、土地の安定性について影響が懸念される。このため、土地の安定性を評価項目に選定し、本事業の実施による影響について適切に調査、予測及び評価を実施するとともに、影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 今後の詳細計画の検討に当たっては、関係機関と十分に調整した上で、専門家等からの助言を踏まえ、本事業による土地の安定性に対する影響を適切に把握できるよう調査、予測及び評価を実施し、その結果に応じて、環境保全措置を検討・実施すること。また、評価書には、調査、予測及び評価の結果等を記載すること。

イ 本事業の工事計画においては、のり高が特に大きい盛土や傾斜地盤上に行く盛土が計画されていることから、土地の安定性が確保される勾配の決定や工法の選択、排水溝や地下排水施設の設置等の適切な環境保全措置を講ずること。また、評価書には、これらの環境保全措置の内容を具体的に記載すること。

ウ 本事業は長期間の稼働が予定されていることから、造成したのり面の監視や、排水施設等の維持管理を適切に実施すること。

(3) 動植物及び生態系に対する影響

対象事業実施区域は、コナラ林やアカマツ林等の二次林が広く存在し、事業実施区域内及びその周辺では猛禽類の生息が確認される等、里山の生態系が形成されている。本事業の実施は、大規模な森林の伐採や土地の改変を伴い、動植物の生息・生育環境の消失及び攪乱が大きいものであるため、可能な限り現存の樹木を残存させる等、環境保全措置を確実に実施し、改変による影響を極力低減すること。

また、工事の実施前、工事中及び供用後において、動植物の生息・生育状況等を適切に監視し、重要な動植物の生息・生育に重大な影響が確認された場合には、専門家等の助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

(4) 廃棄物等について

本事業は、太陽電池発電設備や防災調節池の設置に伴う大規模な森林の伐採や土地の改変、大量の太陽電池発電設備等の設置が計画されている。

このため、本事業の実施による廃棄物等の影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 発生抑制の徹底

工法の工夫等により、土地の改変や森林の伐採を可能な限り抑制すること。

イ 太陽電池発電設備の処分等

太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）（平成 30 年 環境省）」等を確認し、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理や可能な限りリユースを行うことにより廃棄物の発生抑制に努めるとともに、やむを得ず、廃棄物となるものについては可能な限りリサイクルするなど、適正な処理を行う計画とすること。